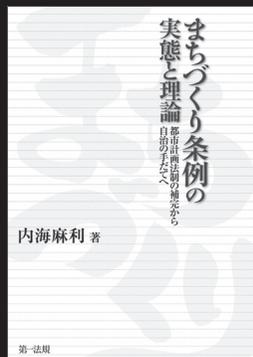


自治の確立と住みよい地域づくりのために

まちづくり条例の 実態と理論

— 都市計画法制の補完から自治の手だてへ —



著者：内海麻利（駒沢大学法学部准教授）
A5判／376頁
定価 本体2,800円＋税

■「まちづくり条例」 理解の決定版

都市計画法や景観法等の
法制度の変遷、都市計画・地方自治論に
おける理論的な位置づけまで、
多角的かつ詳細に解説。
実際に策定、運用するための
参考書として最適。

■豊富な事例分析に 基づく実践的内容

実際に制定・運用されている条例を
多数取り上げ分析。
章ごとにテーマを設け、何がどのように
課題となるのか具体的に解説。
また、課題解決のためのヒントとなる
事例も数多く紹介。

■「自治」に関わる 新しい動向もフォロー

地方分権改革によって注目される
トピック、自治体での協働の動きや
「新しい公共」のために条例が
果たす役割について対応。
「自治」の視点からまちづくり条例を
バージョンアップ。



序論

第1部 まちづくり条例の変遷と理論

- 第1章 まちづくり条例の対象領域とその変遷
- 第2章 都市計画行政・制度の特徴と条例
- 第3章 まちづくり条例の法的性格
- 第4章 まちづくり条例の論点

第2部 まちづくり条例の実態

- 第1章 開発規制の変遷と指導要綱の条例化
逗子市まちづくり条例
- 第2章 事前手続と新たな機能
大磯町まちづくり条例
- 第3章 事前手続と施策の総合性
川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例
- 第4章 整備基準の実効性と合理性
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例
- 第5章 地方分権による条例の変化
鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例
- 第6章 住民の意思の反映と紛争調整
横須賀市特定建築等行為条例
- 第7章 法令・委任規定・自主条例の活用
小田原市景観条例

- 第8章 地下室マンション問題と法令解釈権
横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例
- 第9章 総合的土地利用のための都道府県の広域的役割
高知県土地基本条例
- 第10章 土地利用条例をめぐる都道府県と市町村の役割
兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例
- 第11章 住民参加とまちづくり条例
町田市住みよい街づくり条例
- 第12章 新しい公共と協働
大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例
- 第13章 まちづくりと自治基本条例
草加市みんなでまちづくり自治基本条例

第3部 まちづくり条例と自治

- 第1章 まちづくり条例の論点とその実態
- 第2章 まちづくり条例をめぐる行政活動の動向
- 第3章 まちづくり条例の構造と課題

あとがき
事項索引



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

まちづくり条例の現場で、自治体の「自律」と「自己統治」なくして地域の問題は解決できず、都市計画・まちづくり、そして法令・条例のあり方においても「自治」がこれまで以上に重要な意味を持ち始めていると感じ、それを理論として示したいと考えた。

第1次分権改革やそれに伴う制度環境の変化によって、さらには、各自治体の独自の試みによってまちづくり条例本来の意義が発揮されてきている。

自治体の自主性に基づく条例の試みや国と地方との関係の変化は、これからも続くと思われ、まちづくり条例が自治に果たす役割は今後ますます大きくなると考えている。

「まちづくり」条例が自治体や地域の実態を踏まえたものであると同時に「住民の自治に支えられた」活動や施策として展開されるために、本書が少しでも役に立てば幸いである。

第1章

まちづくり条例の対象領域とその変遷

1 まちづくりとは

(1) まちづくりの定義と歴史的展開

「まちづくり」という言葉には、個人の自己実現を超えて「まち」という社会的共通資産を地域社会が力を合わせて創り上げようという思いが込められている⁽¹⁾。ただ、数十年にわたるまちづくりの実践がなされるなかで、多様な議論が積み重ねられ、その概念はさらに発展し続けている。そのため、今日においても固定した定義が存在するわけではなく、論者によって「まちづくり」の指し示す内容は様々である。例えば、佐藤⁽²⁾は、「まちづくりとは、地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め、生活の質向上を実現するための一連の持続的な活動である」と定義している。

「まちづくり」という言葉は、日本では、1952年の雑誌『都市問題』⁽³⁾に市民による「町づくり」として初めて登場する。その背景には、戦後の大都市への急激な人口の集中と、産業基盤の整備を優先する高度経済成長政策のなかで、狭小劣悪な住環境、歴史的に形成された環境の急激な破壊、大規模建築物による居住環境の阻害や公害問題など、広く一般市民の生活環境が脅かされる事態が生じたことなどがある。60年代から70年代に当選した多くの革新首長は、こうした問題に対応する方法にあえて「都市計画」という言葉を用いず、「住民自治」に基づく主張を背景に、住民参加を前提とした「まちづくり」という言葉を使って支持を得る。まちづくりという言葉は、当時のトップダウン型の都市計画行政に対抗する運動のなかで、参加の側面を色濃く持つ言葉として用いられた⁽⁴⁾。住民と自治体政府・議会が住民の参加を前提とする「まちづくり」という言葉を生み出すことで、住民の自治に支えられた独自の政策判断の余地の

拡大を図ったと解釈することができよう。

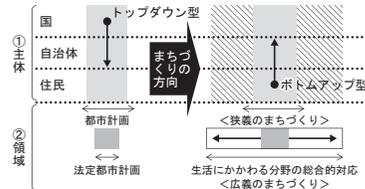
そして、まちづくり活動は、70年代から80年代には先駆的自治体を中心に条例等により独自の制度化が試みられ、中央及び地方の政府政策に登場し、法律にも影響を与えるとともに、まちづくり活動に関して公共概念に関する内容を規定する条例も制定されるに至る。このような住民参加を前提としたまちづくりの成熟は、序論で述べたような分権改革後のまちづくり条例をめぐる行政活動の5つの動向となって現れてくる（序論及び第3部）。

(2) 都市計画との対比と変化

都市計画行政の持つ特徴の詳細は次章で述べることにするが、まちづくりと都市計画、それぞれの原則や特徴を対比させると大きく2つの違いとその変化が見えてくる。

その1つは「主体」である。都市計画の適正な執行に努める中心的主体が政府であるのに対して、まちづくりの定義に触れるほとんどの論説⁽⁵⁾では、その主要な主体を市民あるいは住民（本書において「住民」としている。つまり、都市計画は、国あるいは自治体政府が主体となり、計画を起案、策定、決定し、決定内容を住民に要請する、いわゆるトップダウン型のシステムであるのに対して、まちづくりは住民が発意し、あるいは住民の参加によって起案、策定されるボトムアップ型のシステムであるといえる（[[図1-1-1]]）。ただし、近年の都市計画行政にかかわる法令制度及び運用には、住民の意向を反映する制度や住民等の発意による提案制度などが導入されるという変化がある⁽⁶⁾。

図1-1-1 「都市計画からまちづくりへ」の変化の方向



お試し読み、お申込はコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!